

大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会
大学と職業との接続検討分科会(第7回)議事要旨

- 1 日 時 平成 21 年 9 月 10 日(木)10:00~12:00
- 2 会 場 日本学術会議 6階 6-A(1)会議室
- 3 出席者 高祖委員長、児美川幹事、本田幹事、逢見委員、北村委員
田中委員、濱口委員

説明者(大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会)
広田委員

事務局 廣田参事官

4 議 事

(1) 教育課程編成上の参照基準に対するコメントについて

- ・ 廣田参事官より資料 2-1, 2-2, 3 について説明があった。

- 資料 3 について、市民生活と職業生活が並列で書かれていることについて違和感がある。職業人は市民ではないかのようである。「市民生活とりわけ職業生活」というべきではないか。日本では職業教育も含めて、教育と訓練とは別の世界の話のようになっている。訓練ではこのようなことをやっているらしいが、こっちの話とは関係ない、という感覚であるから、おそらくこれが抜けないのだと思う。しかし、本当は全て同じ事である。そしてそれこそが実は職業教育である、という話を言う値打ちはあるのだろうと思う。
- 例えば今問題になっている質保証の問題について。なぜそれが問題になっているのか。日本の学歴資格というものが資格になっているだけであって、それではだめだというのが今の前提である。ドイツの場合は学歴資格と能力資格の二つがそれぞれ評価されている。したがって、大学を卒業していても大学卒業と認められないと職業に就けない、ということもある。そういう問題を今日本で議論すべきではないかと思う。資料 3 の裏で、参照基準は質的概念だ、とされているが、概念では能力資格にならない。結局質というからには概念ではないと思う。具体的なもの、職業能力、社会が欲するものとい

うことが明確でなければ、最低基準も何も決まらない。それがなかったから学歴資格のようになってしまう。しかしもう一つ言えば、大学入試センターで大学の格差が明らかになってきて、それを前提に各企業は採用をしている。それではだめだというのが今までの議論だと思う。能力という問題を具体的に出さない限りは質保証や職業との接続検討分科会といっても何を言っているのか、意味がわからない。一つの参考事例として考え方を参照することはできると思う。

- いくつか出された論点には、質保証枠組み検討分科会で議論してきたこともあるし、していないものもある。まず市民と職業人との話について。これについては枠組み分科会ではあまり明示的に議論はしていない。教養教育・共通教育検討分科会と大学と職業との接続検討分科会を作るときにあった発想では、「21世紀市民」について、職業人に限られないもっと広い概念を想定していた。特にこの間の大学改革の要求は職業とのマッチングをどうにかしろ、ということが主流なので、むしろ違う側面をちゃんと示さないといけない、ということがあった。それがベースになって枠組みの議論が進んできたので、市民と職業人について先ほどの指摘のように、「市民生活とりわけ職業生活」という形で言ってしまうと、職業生活が市民生活の中心になってしまう。しかし、人間は消費者や地域の住民であり、多様な側面を生きていると思う。そういうものに対して大学の知が全体としてどういうふうを持つのか、ということを考えなければいけない。有用性の議論を始めると職業と結びつきやすい。そういう意味では市民生活と隔てるというのは重要な意見である。

大学と職業との接続検討分科会から問題提起や重要な側面を指摘してもらったので、質保証枠組み検討分科会で議論した。参照基準を作るときに、職業との関係をどのように位置付けておくか、というのは重要な課題だと思う。それについて具体的な提案をもらって練っていった。あまり要素主義や列挙主義にならない形で各分野ごとに対応できるようにすること、各大学で自由に使い回せるようにすることが重要だ、ということで、表現としては資料2-2のようになった。

能力資格については、枠組み分科会ではかなり最初の段階で議論した。個別にアウトカムを測るというのは可能性としてはあり得るが、それは技術的に難しく、大学では現実に成績の厳格化がシステムとして進んでいる。むしろ欠けているものは、教育を提供するときに「なぜこれをこういう形で授業をやるのか」ということである。つまり、個別にカリキュラムを組んで、個別に成績評価を出して、というよりも、全体としてどういう大学教育を提供して、どういう分野についての力を身に付けようとするのか、ということが明示されていないので、体系性も何もない状況である。それを、教育を提供

する側が明示する。そして、「どういう大学教育の質を我が大学が保証しているか」ということを明示するのが参照基準の発想である。

- 質保証の質というのは大学の質か。
- 大学が提供する教育の質である。
- 個別の大学の質か。
- これをもとにして個別の大学がカリキュラムを組んでいくと、このような話になる。
- おそらく前提の理解が違うのだと思う。私は日本の大学の学生の質保証ということですずっと考えていた。今の話だと個別の大学の質保証の話で、A大学とB大学では違うということになると思う。
- もちろん大学は多様で、全ての大学が同じ水準で行くというのは無理である。
- 今の問題とどこが違うのか。
- 考え方として、「大学が提供する教育の質」の保証なのか、「大学が提供する教育を受けて社会に出て行く学生の質」の保証なのか、というのが一番重要な問題ではないかと思う。「日本の大学の学生の質保証」というのは、後者のことだと思う。質を保証するというのが目的であり、その目的を達成するためにその手段として大学が提供する教育の質を保証するというはずなので、いわばその目的である、大学の教育の質保証という発想をもっと出すべきだという趣旨で話されている、と私は理解した。
- アウトカムを直接測って、この学生は〇〇大学を4年で卒業したが学士には値しない、等の仕組みを本当に作るのかどうか、という議論である。
- それが能力資格になると思う。大学を卒業したら、大学卒業資格は持っている。
- 今までは、例えば教育学なら教育学という学問の論理で授業を作ってきた。それをむしろ、学生にとって何が学ばれるのかということ、何が身に付くのかということ想定したカリキュラムの体系性を作っていこう、という

ことが参照基準である。

- 言っていることはあまり変わらないと思う。学生一人一人に点数をつけよう、という話ではなくて、提供されているカリキュラムをきちんと学んで、それに合格すれば、それだけの能力を身に付けたと判断するようにする、そこを出た学生に能力保証ができるようなカリキュラムの質を保証するという趣旨である。ただ言いたいことは、この枠組みではそのようにはならなくて、学生の能力の保証という観点のための課程の保証という観点になっていないのではないか、ということなのだと思う。
- これで、資料3の「2. 各分野の教育を通して培うものの同定」の意味がわかった。
- アウトカムという言い方をしたが、アウトカムを想定して体系化された教育をきちんと提供する、という仕組みを作ろうということである。
- そこはわかったとしても、何が質保証かな、と思う。

高祖) その指摘に答えるためには、各分野別でこういうものを作った、というものが必要で、それができてきたらもっとよくわかる話だと思う。今はそれを作ってもらうための基礎作業をしている。

- 分野で作業をするが、学生の能力を何らかの形で個別に測定してグレードをつけて評価するという仕組みは、とりあえず想定されていないと思う。
- 趣旨がずれているかもしれないが、今の文科系、例えば経済学部のカリキュラムは、そもそも職業をターゲットにしていないではないか。もっと職業をターゲットにしたようなカリキュラムの組み方、というものも一つの例として、こういうものも参考にできるのではないか、という趣旨なのではないかと思う。「個別か全体か」という話ではないと思う。
- それも少し誤解があると思う。例えば法学の場合、非常に実践的なカリキュラムを提供する大学もあるだろうし、学理にそって体系性のある授業をする大学もあるだろう。多様なもののエッセンスを言語化することだと思う。
- 法律の場合、司法試験という明確な資格があるため、それを取らせるためのものか、そうでないのかというのは、大学や学生によって違っていい。そう

ではなく、職業資格が明確ではない日本社会における大学の質とは何か、という問題だと思う。一般的には大半の職業はそうだと思う。

- その話をしてしまうと、司法試験を受ける人間だけにとって意味がある話になってしまう。しかし大部分の人はそうではなく、普通の会社で経理や総務の仕事をしている。そういうことをもう少し前方に置いた形で、なぜこういう話が出てくるかということ、文科系でも職業についても第一義責任的なものを作っているからである。
- 逆に理科系のある種の専門の中で、実際にはそれが市民生活で意味を持つという部分もある。要するに全体を包括する仕組みとして質保証の仕組みをどのようにするか、という話をしたらこのような形になった。
- 理系の方がイメージしやすい。文系の方は分野別で書かれるときに、どのような例が出てくるのか、ということイメージできない。
- 基本的な素養を概念だとしてしまうと、わからないと思う。具体的な職業社会の人材をイメージしなければ基礎的な教育の素養は明確にならないと思う。それこそ一般教養で終わってしまう。それが問題なので、今議論しているのだと思う。
- 法律学を通して固有に身に付くこともあるだろうし、法律学をやっても教育学をやっても何をやっても共通に能力的に高まるというものもある。特定の学問の特定の役割、というだけではなくて、法学を学ぶことでこういうものを全体として身に付ける、ということは押さえなければいけない。
- ○○工学や○○専攻というように細かく分けると作りやすいし、イメージしやすい。わかれているとしてもそれは基礎的なレベルで、その先はかなり汎用性がある。法学部はある意味で一番典型的で、上澄みのところだけ非常に汎用性がある、そこから下がると何が特色かわからない。つまり民法や刑法を学ぶことが大学を卒業してからの人生にどういう意味がある、どういうところにつながっていくのか、ということ考えたときに、もう少し職業生活に対応する形で作っていったらどうか、という趣旨ではないか。
- それはできないと思う。教育学を学んだからと言って先生にならない人もいる。これと全く同じ話になるのではないか。おそらく、ダイレクトな中身の問題ではなくて、知的なトレーニングの問題であったり、世界認識の問題であったり、という部分を必ず持っていると思う。

- そこまで議論することなのか。もっと広い意味でも、その点にあまり触れないと、皆が問題だと思っているところについてきちんと提起しない、ということになってしまう。
- 難しいのは、学術会議として、ある種の大学像なり大学教育像を特定して出す方がいいのか、ということである。おそらく、大学がそれぞれの大学の状況や分野の状況に応じてどんどん使えるようにしなければいけない、と思う。枠をはめてしまうと、そこからはみ出す大学や分野が切られてしまう。
- 枠にはめるのではなくて、問題を提起する必要がある分野とそうでない分野があるのではないか。あまりに一律に通用することだけを議論しようとすると、問題とすべきところが表に出てこないような形になってしまう。

廣田) 補足資料について。分野を具体的に念頭に置いて議論してもらうことが非常に大事だと思う。保健、家政、芸術等については、職業との関わりは比較的明確だろう。むしろ人文科学・社会科学といった個別の学生数のボリュームのある分野をもとに、職業的レリバンスが持つこと実現可能なのか、という議論は、ぜひここでもやっていただきたい。一般的な議論ではなくて具体的な内容を見ていただくことが大事なのではないかと思う。

高祖) 資料2—2では、基本的な素養を「力」として記述するとしている。一方、資料3の基本的な趣旨では「概念」という言葉を使って表現しようとしている。ここのつながりはどうなっているのか。

- 各大学がカリキュラムを組み立てるときに使える考え方や言葉、つまり特定の分野ではこういうことが学生に身に付くというようなもの準備する、というのが発想の元である。したがって質的概念・量的概念というのは、〇〇力を測定可能な形で設定して、それを測る、というような考え方ではないということである。力というのは一つの例示であり、意味合いで書かれていると思う。
- 資料1の9ページ図と資料3の裏面の図というのは似て非なるものだと思う。これは結局、最終的に何がどのような形になるのか。

廣田) 資料1は資料3の修正前のものである。いずれ資料1を修正したいと思っている。

- 報告書全体ではなくて一人歩きしがちなものなので、質的概念の記述をや

める等、気をつける必要があると思う。

私がコメントを述べて、ある程度採用していただいた市民生活や職業生活、世界への関与の仕方、というのは、キーワードにきちんと定義をつける必要がある。最後の点が極めて重要で、これが世に出て、本当に参照される、といったときにどこまで学術会議として責任を取る必要があるか、どうしたらいいのか、ということを経験者枠組み分科会でも議論してもらえたら、と思う。せっかく提案をもらったので、注などで「こういう考えもある」と書いて欲しい。

- そもそもこういうことを考え出すとたくさんある。
- たくさんあるからきちんと見る必要がある。
- 省庁が作っているもの以外にも、学協会が作っているものもある。
- そういうものもあるのですべてを例示するわけではないとしても、「学協会や省庁が作っているものがあるので参考とすべきである」というような記述があるかどうかを探したが、報告案の中には見つけられなかった。
- むしろそれは各大学がカリキュラムを作って改善していくときに、様々なものを参照して欲しい、ということで議論していたと思う。
- 何か特定のものを盛り込め、とっているわけではない。いろいろな既存の試みがあるので、カリキュラムを作成する際にはそれらを参考にして欲しいというようなことが1行必要なのではないか。
- 概念であるということが考えの基本にあるので、具体的なものを挙げにくい、と理解している。
- イギリスやアメリカでは具体的な例を出している。日本社会では同じことを言うよりも、「あちらでこのようなことをやっている」といった方が通りやすい、という面もある。逆に言うと日本でも関係しているところからすると、「こういうものがある」と言いたい気持ちはあるだろう。
- それはわかるが、例示をすると逆に一人歩きする、というのも日本の問題である。「たくさんあるものの一つだ」と断っていても皆それに倣ってしまう。

廣田) 各分野での審議の際はそういうものはできるだけ収集して、参考資料にすることを考えている。

- 特定のものは出さなくてよいと思う。
- 久本先生の意見にかなり共感する部分がある。基本的な素養というのは、知識の獲得や受動的な理解力ではなくて、能動的な問題解決能力である。どんな職業に就いても、学士と言われる人達に求められるのは、常に起こる問題に対してどのようにそれを解決するか、という問題解決能力である。例えば問題があったときに、その問題についてどういう解決策があるのか、といういくつかの選択肢を提示し、その中で選択肢が決まって「これでいこう」となったら、それをいつまでにどのような形でやるか、という行程を作る、あるいはやってみた後もチェックをして、問題があればさらに改善していく、というプロセスが問題解決となる。そういうことを教育の場でやっていないのではないか。やはり知識を与えるとそれで終わってしまうような教育ではなくて、そういう問題解決能力を与えることが素養として必要なのではないか、と思っている。このようなことが資料2-2ではだいぶ削られてしまっていて、問題解決能力が消えてしてしまっているのではないか。
- 元々、学士力の考え方自体がクリエイティブな能力が必要、というのがベースにある。その上でどこまで書き込むか、といったことは、受け手側の学生にとってどういう意味を持つのか、ということイメージして、各分野が判断することになると思う。
- 言わずもがな、ということだと思う。
- 能力知は皆入るのではないか。
- 何となく知識教育で終わってしまっているのではないか、と思う。
- 今までの学問の体系をベースにすると、いかに何を伝えるか、という話になるが、これの重要なポイントは学ぶ側からの意義を言語化することである。そうすると、単にこの知識が身に付きます、ということではなくて、実際にどういう意味があるのかを出せる。それがポイントだと思う。

高祖) 資料2-2について。①にある、「分野に関する専門的な知識理解については」という部分では、知識と理解のところに焦点をあわせた記述となっている。その点は状況の変化に応じたものにならざるを得ないのではないか。

- もう少し内容を追加することも検討する。

(2) 今後の分科会審議のための問題提起

- ・ 廣田参事官より資料4について説明があった。

高祖) これまでに本分科会で講演してもらったり、議論してもらったりしたことをまとめたものである。前回議論された、短期と中・長期とを区分した方がいい、といった意見を意識しながらまとめている。本日の残りの時間はこれについて議論したいと思う。

- 「新時代の日本的経営」をわざわざ出す必要はないと思う。もっと専門的な能力を活用していく方向に行こう、という話が言われている、ということを書けばいいだけである。14年前に日本経営者団体連盟が出したものを実現しましょう、ということを書く必要はないと思う。これはどちらかというバックグラウンド的な話である。
- 実際どういう書き方をするかは別にして、「あのときに、そういうことを言ったのだからちゃんとやって欲しい」ということが言えるのではないか。
- 日本的経営は長期蓄積型を縮小しながらやろう、その外側は流動的なもの、という階層構造でやろう、という提案だった。
- 作った人にインタビューしたことがあるが、「真ん中の層が全く育たず、みるみるうちに流動的な不安定層が育ってしまっていて、作った者として非常に驚いた、情けない思いをしている。」というような発言も記録に残っている。この報告書が元々ひどいものであり、かつ予期した方向に行かなかったときの責任というものを経営者側にとってもらいたい、という思いがある。
- 趣旨は非常によくわかるが、おそらく書き方の問題だと思う。この報告書が、14年前の報告書を実現すべきだという立場に立っている、というようにならないようにした方がいいと思う。
- 逆に言えば今の格差社会、非正規社員の問題はこれを発端にしている。その点はどういうふうにこれから書くのか。

高祖) まだどのように書くか、という書き方の問題ではなくて、このような枠組みで進めていっていいか、という段階である。格差問題等を含め、今指摘のあった点について、盛り込んで欲しい等の意見を言ってもらえると、実際の

報告書を書くときに大事なポイントになっていく。

- 「I 教育と職業とをめぐるとの従来の議論」は、過去にこういう議論があった、ということを紹介する項目ということか。

廣田) 報告書に掲載するかどうかは未定である。

高祖) タイトルが「従来の議論」となっているが、ここでは現状にどういう問題があるか、ということを目指したい。従来の議論がこのようなものだったから今の現状につながっている、ということを押さえない、という位置付けだと思ふ。したがって、「従来の議論」という表現はよくないかもしれない。むしろ「現状の分析」という表現等で最初を押さえると後の話が展開しやすい。この部分では、従来の主だった議論にはこういう特徴があった、という形で押さえている。

- I が現状だとしたら、なぜ今大学教育と職業との接続が問われているか、ということをもう少し書く方が必要があると思う。また、ある程度社会背景は必要と思うが、その時に、従来の論点だったのはこの3点だけかということをもう少し考えなければいけない。

廣田) それをご検討いただく際には、資料5で配布した中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会の審議経過報告「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」は参考になると思う。

高祖) このような、他の委員会で審議されているものも視野に入れながら、我々の分科会としてもまとめていきたいと思う。

- 本分科会は当然企業社会との関わりがある。産業界の人はこのことについてどう考えているのか、ということが気になる。そういうことについて、産業界を代表した意見を言えるような人を招いて話を聞くことはできないか。

高祖) ぜひそうしたいという要望があれば調整したいと思う。

- 資料に括弧書きで「特に下位層への対策として」とある意味明示的に書かれている。私はこのような意見の位置付けは使われるときのことを考えると非常に大事だと思う。議論をタブー視する問題とも思えないので、この点についてははっきりと打ち出してもいいのではないか。

高祖) 参照基準について、ある委員から、上位校に当てはまる参照基準ではなくて、全体から見て特に中位から下位にいる大学が、これは使える、と思ってくれるようなものを作って欲しい、ということ言われた。北原先生からは、「そういうことをちゃんと意識して作ろうとしている」という返事が返ってきている。我々のレポートもそういうところをかなり意識してまとめないと、「当然のことを言っている」と言われて相手にされないものになってはいけない。

(3) その他

- ・次回は9月30日(水) 17:00から開催する予定。

以上